

第8 相続法改正

1 改正作業のこれまでの経過

法務大臣は、平成27年2月の諮問第100号（以下「諮問」という）において「高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要があると思われる」と指摘した。

この背景について、西希代子「配偶者相続権」水野紀子編著『相続法の立法的課題』有斐閣57頁は、「きっかけとなったのは、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1と定める民法900条4号ただし書前段を違憲とした最高裁平成25年9月4日大法廷決定（民集67巻6号1320頁。以下『最高裁決定』という）である。最高裁決定後、内閣は直ちにこの条項部分を削除する法案を提出したが、その際、与党の一部国会議員から、家族制度や婚姻制度の否定につながる、法律婚を尊重する国民意識が損なわれるなどの批判が相次ぎ、法務省が生存配偶者（法律婚配偶者）を保護するため相続法制の見直しを検討することを条件として、かろうじて法改正が実現したという経緯がある」という。これは、法律婚保護の強化が、改正における重要課題であることを意味する。

諮問を受けて、平成27年4月から同28年6月までに法制審議会民法（相続関係）部会（以下「部会」という）において検討が行われた。そして、平成28年7月から9月末日まで「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」（以下「中間試案」という。

<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900291.html>）について意見募集（パブリックコメント）が実施された。これに対して、日弁連のほか、各単位会、東京弁護士会法制委員会、法友全期会等が意見書を提出している。

中間試案の概要は以下のとおりであり、法律婚保護の強化だけではなく、様々な提案がなされている。多様な家族の在り方があることに配慮し、法律婚保護の強化だけではなく、改正の必要性の有無（及び有としたときの具体的内容）について幅広く検討する方向性は、適切なものである。

第1 配偶者の居住権を保護するための方策

1 短期居住権の新設

配偶者が、相続開始の時に遺産に属する建物に居住していた場合には、遺産分割が終了するまでの間、無償でその建物を使用することができるようにする。

2 長期居住権の新設

配偶者が、居住建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用を認めることを内容とする法定の権利を創設し、遺産分割等における選択肢の一つとして、配偶者に長期居住権を取得させることができるようにする。

第2 遺産分割に関する見直し

1 配偶者の相続分の見直し

配偶者の貢献を反映するための方向性について、【甲案】被相続人の財産が婚姻後に一定割合以上増加した場合に、その割合に応じて配偶者の具体的相続分を増やすという考え方と、【乙案】婚姻成立後、一定期間（例えば20年、30年）が経過した場合に、一定の要件（例えば当該夫婦の届出）のもとで、又は当然に、法定相続分を増やすという考え方による。

2 その他の論点

可分債権の遺産分割における取扱いの見直し

第3 遺言制度に関する見直し

1 自筆証書遺言の方式緩和

財産の特定に関する事項については、自書でなくてもよいものとする。

2 自筆証書遺言の保管制度の創設（遺言保管機関を設ける）

第4 遺留分制度に関する見直し

遺留分権利者の権利行使によって、遺贈又は贈与の目的物について当然に共有状態（物権的効果）が生ずることとされている現行の規律を改め、遺留分権利者の権利行使により、原則として金銭債権が発生することとする。

第5 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

相続人以外の者が、被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭請求をすることができるようにする。

2 パブリックコメントの結果の概要

平成28年10月に部会は調査審議を再開し、パブリックコメントを受けた今後の検討の方向性について検討された。

配偶者の居住権を短期的に保護するための方策（中間試案第1の1）、自筆証書遺言の方式のうち全文自書の緩和（同第3の1(1)）などについては、賛成する意見が大勢を占めたことから、中間試案の考え方を基本としつつ、指摘された問題点を中心に検討することが予定されている。

また、可分債権の遺産分割における取扱い（中間試案第2の2）などについては、平成28年中にも言い渡される予定の最高裁大法廷判決によって判例変更される可能性があることから、それを待つこととされている。

そして、配偶者の居住権を長期的に保護するための方策（中間試案第1の2）、遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し（同第4の1）、相続人以外の者の貢献を考慮するための方策（同第5）などについては、賛否が分かれているため、指摘された問題点を軽減する方向で検討を進めた後に、あらためて是非を判断することとされている。また、配偶者の相続分の見直し（中間試案第2の1）については、反対意見が多かったことから断念することも検討されたが、現時点では議論が続いている。

3 今後の重要課題

相続法制の見直しは、国民生活に大きな影響を及ぼすものであるから、様々な場面を具体的に想定し、適切な内容としていくことが必要である。未だ議論は流動的な状況であるから、今後の部会における調査審議等に応じて、慎重な検討を継続しなければならない。

以下では、現時点において深刻な意見の対立があり、かつ、弁護士業務にも大きな影響を与えるものとして、①配偶者の居住権を長期的に保護するための方策、②配偶者の相続分の見直し、③遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し、及び、④相続人以外の者の貢献を考慮するための方策について検討する。

(1) 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策

中間試案の第1は、「特に、相続人である配偶者が高齢者である場合には、住み慣れた居住建物を離れて新たな生活を立ち上げることは精神的にも肉体的にも大きな負担となると考えられることから、高齢化社会の進展に伴い、配偶者の居住権を保護する必要性は高まっているものと考えられる」こと（中間試案の補足説明2頁）、及び、「高齢化社会の進展に伴い、相続開始時点で配偶者がすでに高齢となっている事案が増加しているが、平均寿命の伸長に伴い、そのような場合でも、その配偶者がその後長期間にわたって生活を継続することも少なくない」こと（中間試案の補足説明8頁）を背景としている。

このような事情からすれば、高齢配偶者の居住権を確保するために、長期居住権を新設することには一定の合理性がある。部会資料1の8頁は「フランス法のように、居住権の財産評価額が配偶者の具体的相続分を超過する場合でも、配偶者はその差額部分を償還する必要はない」とすることも考えられる」と指摘しており、他国の立法例も参考になる。

中間試案に対するパブリックコメントでは賛否が拮抗したところ、反対意見には長期居住権の財産評価方法等の具体的内容が不明確であることを理由とするものが相当数あったところであるから、具体的内容を明確にすることによって、賛成意見が多数となる可能性も十分にある。そのため、今後は、反対意見が指摘する問題点、すなわち、①長期居住権の有無や価額、買取請求権等に関して新たな紛争が生ずるおそれがあること、及び、②不動産流通が阻害されるおそれがあることなどを意識しつつ、要件・効果について適切に定めることの可否を具体的に検討していくべきである。

(2) 配偶者の相続分の見直し

中間試案は、配偶者の貢献を反映するために【甲案】【乙案】という2つの方向性を示したが、パブリックコメントでは反対意見が多く、立法事実欠けるなどと指摘された。

これに加えて、久留都茂子「妻の相続権」『民法学の歴史と課題』東京大学出版会319頁によれば昭和55年の民法改正は、「妻の保護を極限まで厚くしたことは注目すべきである」と評価されていたこと、比較法的にみて日本民法における配偶者相続分は決して低くはないこと（「各国の相続法制に関する調査研究書」平成26年10月・公益社団法人商事法務研究会民法（相続関係）

部会 参考資料3 <http://www.moj.go.jp/content/001146513.pdf>) なども考慮すれば、国民的なコンセンサスを得られるような新提案がなされない限り、改正に反対することが適切である。

(3) 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し

中間試案の第4は、「明治民法が採用していた家督相続制度の下では、遺留分制度は家産の維持を目的とする制度であり、家督を相続する遺留分権利者に遺贈又は贈与の目的財産の所有権等を帰属させる必要があったため、物権的効果を認める必要性は高かったが、現行の遺留分制度は、遺留分権利者の生活保障や遺産の形成に貢献した遺留分権利者の潜在的持分の清算等を目的とする制度になっており、その目的を達成するために、必ずしも物権的効果まで認める必要性はなく、遺留分権利者に遺留分侵害額に相当する価値を返還させることで十分ではないかとの指摘もされている」こと（中間試案の補足説明56頁）を背景としている。なお、潮見佳男『相続法第5版』弘文堂350頁は現行法について「遺留分権利者が相続と同時に価額弁償請求権を取得するとの考え方」が有力である理由として「1041条は現物返還を原則としているが、それはゲルマン型の遺留分制度を採用したからであり、実質は価額返還に転換させるというのが立法者の意図であった」ことなどを指摘している。

遺留分減殺請求権について物権的効力を廃止し、これを金銭債権化することに賛成する。このことによって、減殺後の共有物分割を巡る争いが生じなくなり、相続紛争の早期解決が期待できる。これは、当事者の意思にかなう場合が多いと思われる。また、遺留分権利者にどうしてもその物を相続したいという希望があったときに物権的効力を認めても、共有（そして共有物分割請求権）という形でしか認められないのであるから、金銭債権化しても、価値的に大きな不利益変更を被るわけではない。パブリックコメントにおいても「原則金銭債権とする点については、これに賛成する意見が多数を占めた」とされている。

問題は、例外を認めるべきか否か（認める場合にはその要件）にある。中間試案では、例外について【甲案】受遺者等が金銭債務の全部又は一部の支払に代えて現物での返還を求めた場合には、裁判所が返還すべき財産の内容を定めるとする考え方と、【乙案】現物返還の主張がされた場合には、現行法と同様の規律で物権的効果が生ずるという考え方が提案されていたところ、パブリックコメントにおいては「いずれの案も反対という意見も相当数あったが、【甲案】と【乙案】で比較すると、【甲案】に賛成する意見が多数を占めた」とされている。

【甲案】も【乙案】も例外的に遺留分権の行使を受けた側からの現物返還を認めるとしているが、物権的効力を否定する以上は、例外としても、受遺者の意向のみによる現物返還を強制しないというのが一貫しており、簡明ではないかと思われる。この場合、当事者間において代物弁済で処理するのは一般法理に従って行うことは可能である。ただし、どうしても受遺者の意向を酌むべき場合があるとするときは、共有物分割を柔軟に処理する地裁の実務を前提に、【甲案】を基礎として検討することにも合理性がある。

ただし、【甲案】については訴訟法上の問題点もある。訴訟物をどう理解するか、現物返還の意思表示を訴訟法上どのように位置づけるのか、現物返還の具体的内容を定めるために非訟的な審理をすることが妥当か、本訴（金銭請求）・反訴（現物返還の目的物を定める形成訴訟）・反

訴に対する反訴（形成判決が確定することを条件とした移転登記手続に関する給付判決）という3つの訴訟が係属することがスタンダードとなることは適切かなど、訴訟法上の問題点についても慎重に検討しなければならない。

（4） 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

中間試案の第5は、「被相続人の生前には親族としての愛情や義務感に基づき無償で自発的に療養看護等の寄与行為をしていた場合でも、被相続人が死亡した場合にその相続の場面で、療養看護等を全く行わなかった相続人が遺産の分割を受ける一方で、実際に療養看護等に努めた者が相続人でないという理由でその分配に与れないことについては、不公平感を覚える者が多いとの指摘がされている」ことを背景としている（中間試案の補足説明80頁）。

中間試案は、【甲案】請求権者の範囲を限定する考え方と、【乙案】貢献の対象となる行為を無償の労務の提供に限定する考え方が提示されていたが、パブリックコメントの結果は、「賛否が拮抗している状況」にあり、賛成意見のうちでは「【乙案】に賛成する意見が比較的多かったが、【甲案】に賛成する意見も相当数あった」「その他、請求権者の範囲及び寄与行為の態様については、いずれも限定を加えるべきではないとの意見、反対にそのいずれにおいても限定を加えるべきであるとの意見、【甲案】又は【乙案】を基礎としつつ、請求権者の範囲又は寄与行為の態様について一定の変更を加えるべきであるとの意見など、多様な意見が寄せられた」とのことである。

相続法制は国民生活に与える影響が極めて大きいところであるため、その改正にあたっては国民的なコンセンサスを得ることが必要不可欠である。その意味では、賛成意見にも理由があることを意識すべきである。しかし、一方で、無償で自発的に寄与行為をすることが前提であれば、契約その他の法的手段によって救済されないことが素直な帰結であるうえ、権利者を増やすことによって紛争が長期化・複雑化するおそれもある。部会資料7の12頁には「無償で近親者が療養看護等をする事についてインセンティブを与えることにつながり、あるいはそのようなメッセージを社会に発することになり得るが、このような方向性が高齢化社会を迎えた我が国において目指すべき姿といえるのか」という指摘がある。今後は、このような見地を総合し、相続が生じたことを契機として、相続人ではない者に新たな権利を認めることの適否（また、適切であるとした場合の要件）について慎重に検討すべきである。